

JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表
(2025 年 4 月 1 日改定)

掲載日 2025 年 4 月 1 日

■キャッシュカード機能一体型特約（下線の部分は改定箇所）

現行規定	改定案
第 9 条（一体型カード等の機能の廃止等） (1) 次の場合には、本会員は、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、通帳及び一体型カード等を添えて本支店等に提出してください。 ① 一体型カード等のクレジットカード機能を廃止しようとするとき ② 一体型カード等のキャッシュカード機能を廃止しようとするとき ③ 一体型カード等のクレジットカード機能とキャッシュカード機能の双方を廃止しようとするとき (2)～(4) （略）	第 9 条（一体型カード等の機能の廃止等） (1) 次の場合には、本会員は、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し た <u>うえ</u> 通帳及び一体型カード等を添えて本支店等に提出し、 又は当行所定の <u>方法により申し出</u> てください。 ① 一体型カード等のクレジットカード機能を廃止しようとするとき ② 一体型カード等のキャッシュカード機能を廃止しようとするとき ③ 一体型カード等のクレジットカード機能とキャッシュカード機能の双方を廃止しようとするとき (2)～(4) （同左）

以 上